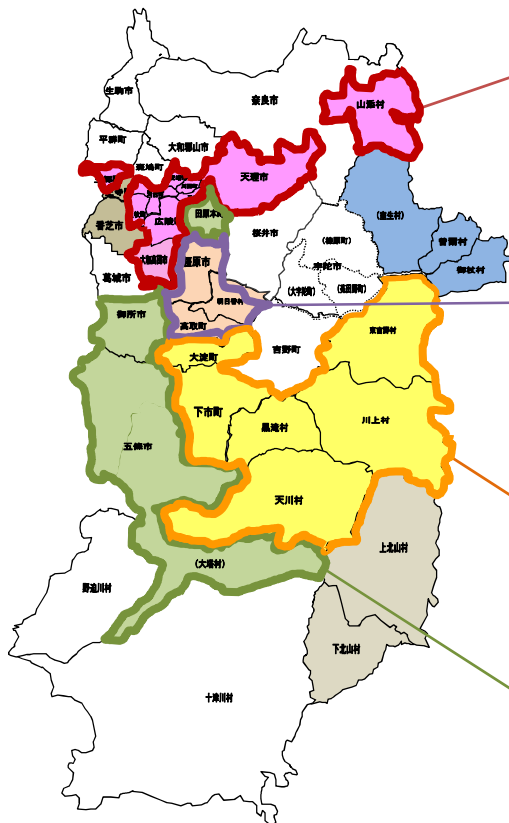


ごみ処理広域化促進に対する財政措置の充実

【担当省庁】環境省

奈良県における取組

1 「奈良モデル（県・市町村連携）」によるごみ処理広域化の促進 ごみ処理広域化の動きが加速化（県内4地域）



山辺・県北西部広域環境衛生組合（H28.4設立）

【大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町】

- ・7施設→1施設（処理規模：約284トン/日）
- ・施設整備にかかる業者選定に着手（R1～）

橿原市・高市郡地域

【橿原市、高取町、明日香村】

- ・「一般廃棄物(可燃ごみ)の処理に関する協定」締結（H30.11）
- ・H31.1月から橿原市の既存施設を活用して広域処理開始

さくら広域環境衛生組合（H28.4設立）

【大淀町・下市町・黒滝村・天川村・川上村・東吉野村】

- ・2施設→1施設（処理規模：約30トン/日）
- ・造成工事に着手（R2～）

やまと広域環境衛生事務組合（H24.8設立）

【御所市・田原本町・五條市】

- ・3施設→1施設（処理規模：約120トン/日）
- ・本體工事（H27～H29）

広域化促進に向けた奈良モデル補助金を新設（H28.4施行）

【ねらい】

- ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上
- ごみ処理の安定的な継続の確保

【補助率】

- 計画・調査費に対する補助
 - ・市町村負担額の1/2
- 施設整備費に対する補助
 - ・起債償還額から交付税を差し引いた額の1/4

国にお願いすること

1 奈良モデル（県・市町村連携）で取り組む「ごみ処理広域化」に対する補助金の補助要件の緩和、解体撤去に対する交付金の交付要件の緩和及び交付金総額の確保

（1）「ごみ処理広域化」を推進する過疎地域等に対する補助要件（エネルギー回収率）の緩和

「ごみ処理広域化」は、環境省が提唱する「地域循環共生圏」形成の取組に合致しており、行財政効率の向上及び処理施設等の安定確保に大きく寄与するが、過疎地域等では、広域化したとしても施設が小規模となり、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金（補助率1／2）の補助要件（エネルギー回収率）を満たすことができないことから、「広域化(新規施設整備)」を条件として、補助要件の緩和をお願いしたい。

※本県では、さくら広域環境衛生組合が該当

（2）広域化に伴うごみ焼却施設の解体撤去に対する支援制度の創設

「ごみ処理広域化」を進めていくには、必然的に既存ごみ焼却施設の解体撤去を伴うこととなるため、解体撤去を新炉整備に含めた一体的整備として捉え、整備するごみ焼却施設と関連性・連続性がある全ての既存ごみ焼却施設の解体撤去費※について新たに交付対象とされたい。

※現行は、整備する施設数と同数以下の施設の解体撤去費が交付対象

（3）交付金等総額の確保

ごみ処理広域化に伴う施設整備（県内2地域で推進中）は、長期事業期間と多額の事業費を要することから、市町村が計画・実施するための交付金等総額の安定的な確保（循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金）をお願いしたい。